第1回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成31年4月11日(木)午後4時04分			
開催場所	湯梨浜町役場 第3会議室			
	1番 中村 博委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	
出席委員(10名)	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
	10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員	
欠席委員(1名)	4番 土井 繁美 委員			
推進委員(7名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 尾川 寛信 推進委員	16番 山田 隆雄 推進委員
证是安良(14)		18番 北野 文夫 推進委員	19番 山本美代子 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(1名)	17番 山本 正義 推進委員			
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第2号議案 非農地の現況証明について 第3号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 水田の畑地変換届について 第2号 2アール未満の農業用施設の届出について 第3号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について			

日 程	発 言 者	発	1	0)	要	旨
1 開会	事務局	ただ今から、平成31年	度 第1回農業	委員会の定例約	総会を開催致し	ます。
		(出席者全委員で農業委	美員会憲章の唱 種	句)		
		本日の出席者報告を致し	ます。農業委員	員の現員数 11 :	名に対して、た	だ今の出席委員は 10 名で
		あります。農業委員会等に	関する法律第2	27 条第 3 項の	規定に基づき、	出席者が定足数に達して
		おりますので本総会が成立	立することを報告	告致します。 開	催にあたりま	して長谷川会長からごあい
		さつをお願い致します。				
	会長	長谷川会長あいさつ(中	7略)			
	議長	それでは、湯梨浜町農業	委員会会議規則	川第4条の規定	Eによりまして.	、会長が議長を務めさせて
		頂きます。本日の議事日程	は、お手元に西	記布のとおりて	ごございます。	
		「会期の決定」を議題と	致します。お認	答りを致します	-。この総会の ?	会期は、平成 31 年 4 月 11
		日の本日1日と致します。	これにご異議る	ございませんカ),	
		《はい。の声》				
		異議なしと認め、本総会	の会期は本日	1日と致します	r.	
2 議事録署名委員の指名	(議長)					お諮りを致します。本案
		件につきましては、湯梨浜			条第2項の規定	定によりまして、議長にお
		いて指名をすることにごり	 議ございませ /	しか。		
		《はい。の声》		.		
)番土海政信委員、両名の
		方を指名致します。よろし		ンます。なお <i>、</i>	会議書記に於る	きましては藤井事務局長及
0 -24-44	(-)(-)	び谷岡副主幹にお願いを到		4 	to to the state of the state of	
3 議事	(議長)					規定による許可申請」に対
議案第1号		する可否決定を議題と致し				· -
農地法第3条の規定による許	事 務局 					します。次のとおり、農地
可申請について		法第3条第1項及び同法が			可の甲請があっ	たので、これを許可するこ
		とについて、本委員会の諸				
		番号1 譲受人は、園●	●、譲渡人は神	甲奈川県川崎市	□●●。土地の原	所在 大字 園――。地目は

台帳・現況とも田、利用状況 田、面積 952 m であります。売買による所有権移転で、権利取得 後の経営面積は61アールであります。 以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離な どをみても問題がないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満た しているものと考えます。以上であります。 はい。議案第1号についての事務局の説明が終わりました。それではただ今から、議案第1号 議長 についての質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑はございませんか。 はい。それでは質疑は無い様でございます。質疑は無しと認め、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」に対する可否決定についてを、原案のとおり 賛成の方は、挙手をお願い致します。 《全員賛成》 はい。全員の方が挙手でございます。従いまして、議案第1号「農地法第3条の規定による許 可申請」に対する可否決定につきましては、これは原案どおり認めることと致します。 議案第2号 (議長) 続きまして、議案第2号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは事務局よ 非農地の現況証明について り、説明を求めます。 事務局 議案第2号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第2条第1項に規 定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であるこ との証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は3-1頁と別添資料1の1頁) 番号1 申請人、はわい長瀬●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目 台帳 畑、現況 宅地、 面積は256㎡です。平成4年以降農地としての活用をせず、現在に至るものであります。 頁をめくって頂き、3-1 頁が航空写真による位置図でございまして、長瀬西部の中ほどと云う 事になります。現地の写真につきましては、資料1の1頁目をご覧ください。 (資料は3-2頁と資料1の2頁) 番号 2 申請人、鳥取市●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目 台帳 畑、現況 雑種地、 面積636㎡。こちらは、40年以上前から耕作を止め、現在に至るものであります。 頁をめくって頂き、3-2 が航空写真による位置図で、国道 9 号と 179 号の交差点付近で、高規

格道路の南側にあたる所でございます。現地の写真は、資料1の2頁を、ご覧を頂きたいと思います。赤線で囲っておるのが申請地でございます。

(資料は3-3頁と資料1の3頁)

番号3 申請人、泊●●。土地の所在、大字 泊──。地目 台帳 畑、現況 山林、面積は 384 ㎡ でございます。こちらは、昭和 45 年頃両親が高齢となり耕作を止め、以降畑として活用していないものであります。

頁をめくって頂き、3-3が航空写真による位置図で、国道9号恐竜広場前バス停から集落へと 入った所の、墓地の奥、甲亀山への登り口附近と云う事になります。現地の写真につきましては、 資料1の3頁をご覧ください。以上であります。

はい。それでは議案第2号の、事務局の説明が終わりました。本案件につきましては、番号1番号2番号3とございます。何れも現地確認を行っております。現地確認報告者を、氏名を申し上げますが。番号1は7番の山下委員、番号2は8番の山上委員、番号3は1番の中村委員。この3名の方にお願いを致します。それでは番号1番の現地報告をお願い致します。7番山下委員、よろしくお願い致します。

はい。それでは報告致します。本日1時半から、長谷川会長、蔵本職務代理、私山下と山上委員、中村委員、事務局2名、合計7名です。7名で現地を確認して参りました。

それで先ず、●●さんの所ですけれども。本冊の 3-1 頁を見てください。丁度中央部分に赤い線で枠が囲ってありますが、位置としては此処です。長瀬の西部の方、ほとんど西部の外れになる様な感じの所です。これが平面図です。そして資料1の1頁。これが現地の写真ですけども。左の方は、南の方から北の方に向かった写真です。そして右の方は、更にそれをズームアップしたものです。それで、この右の家とは別の様に思いましたけども。建物が一部建ったりしており。作業小屋でしょうか、あれしておりますけども。書いてあります様に、平成4年以降農地として活用されず、現在に至っていると云う状況です。従って、農地に復元する事も困難な状況ですので、非農地として認めることに問題は無いと考えております。その様に見て帰りました。以上です。

はい。ご苦労様です。それでは番号2番を、8番山上委員。報告をお願い致します。 はい。2番の報告をさせて頂きます。現地の状況は、集落の一角でありまして。資料1の2頁

議長

山下昇委員

議長

山上委員

		をご覧ください。こちらの写真の中に、真ん中に大きな木が数本伸びておりまして。安易に農地
		に復元することは難しく、非農地として認めることに問題は無い様に考えます。以上でございま
		す。
	議長	はい。それでは番号3番を、1番中村委員に、報告をお願い致します。
	中村委員	はい。3番の泊の畑です。50年から耕作してないと云う事で、別紙の3頁見て頂いたらもう、
		ちょっと木が生えて来てる状態になっております。で、此処に来るまでの道が、当然車の横付も
		出来ず、管理機も上がらんじゃないかと云う、歩くのがやっと位の道になっておりまして。これ
		から、これを農地に還すと、復元すると云う事は非常に困難で。山林に地目変更する事が妥当だ
		と見ました。以上です。
	議長	はい。ご苦労様でした。現地確認委員の報告を終わります。ただ今から議案第2号についての
		質疑を行います。皆さんの方で、質疑はございますか。質疑はございませんか。はい。質疑無い
		様でございます。質疑なしと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第2号「非農地の現況証
		明」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
		《全員賛成》
		はい。全員でございます。よって、議案第2号「非農地の現況証明」については、原案どおり
		決定を、可決をされました。
議案第 3 号	(議長)	続きまして、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。なお、こ
農用地利用集積計画の決定に		の議案につきましては、議事参与の制限がございます。農業委員会等に関する法律第 31 条第 1
ついて		項の規定によりまして、蔵本孝広委員、それから横川力委員。両名の方は、退席をお願い致しま
		す。
		(蔵本孝広 職務代理、横川力 委員 退席)
		前もって申し上げます。本日の各筆明細は1番2番3番と僅かでございますので、一括して、
		これは説明させて頂きます。それでは事務局より説明をお願いします。
	事務局	議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」説明します。次のとおり、農用地利用集積
		計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、本委員会の意見
		を求めるものです。公告予定日は平成31年4月16日でございます。
		(資料は 4-1 頁と 4-2 頁)

頁をめくって頂き、利用集積計画総括表でございます。関係戸数は借り人3、貸し人3です。 利用権の設定期間は田畑の合計で、3年以上6年未満が3件で4.725㎡でございます。設定作物 等面積は、水田として利用が 4.725 ㎡。利用権設定面積率は 0.037% でございます。詳細につい ては次の頁 4-2 が各筆明細になりますけども。こちら、一覧表をご覧頂けますでしょうか。「農 用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしてい ると考えます。以上であります。 議長 はい。それでは事務局の説明が終わりましたので、ただ今より質疑を行います。各筆明細をご 覧頂きまして、お尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上、質問をしてください。 質疑はございませんか。それでは質疑無しと認め、質疑を終結し採決を行います。議案第3号 「農用地利用集積計画の決定」について、原案どおり認めることに賛成の委員は、挙手をお願い 致します。 《全員替成》 はい。全員の方が挙手でございますので、議案第3号「農用地利用集積計画の決定」につきま しては、原案どおり決定と致します。それでは2名の方に入って頂きます。 (蔵本孝広 職務代理、横川力 委員 着席) それでは続行致します。以上で日程3番、議事を終了致します。 4 報告事項 (議長) 日程4番、報告事項に入ります。第1号、それから第2号第3号とございますが、全て一括し 報告事項 第1号 て報告をして頂きます。それでは説明をお願いします。 水田の畑地変換届について 報告事項第1号「水田の畑地変換届について」説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出 事務局 書が提出されたので、報告するものでございます。 (資料は5-1頁) 番号 1 届出人、水下●●。土地の所在 大字 水下——。地目は田、面積が 1,270 ㎡。 同じく大字 水下——。地目 田、面積 362 ㎡。届出日は、平成 31 年 3 月 19 日。盛土高は 40cm から 50cm でございます。こちらは、アスパラガスの栽培面積拡張を目的として、地上げを行う ものでございまして。頁をめくって頂きまして、5-1。中央付近に赤線、斜線を引いておる所が 届出の場所と云う事になります。ハワイアロハホールが中央下にありまして、その北側にござい

ます。そこに水田がね、筆は2枚ですけども。1枚田んぼと云う事になって、あった所の場所な

日の上の名別がある人ですけども。そちらの方、栽培面積を拡張すると云う目的での、水田の畑地変終届でございます。報告事項第2号 (事務局) (事務局) そう致しますと、頁をめくって頂きまして、6頁でございます。報告事項第2号「農地法施行規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設のの届出について」説明します。次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 (資料は61頁資料1の5頁) 番号1 届出人、守谷●●・土地の所在 大字 守谷──・地口は畑、面積192㎡うち、転用面積は74.09㎡でございます。転用日的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営舗地面積は75アールでございます。 東州日的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営舗地面積は75アールでございます。 で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。こちらの方が、国道9号、守谷のから入って頂きまして、わかばこども関前の町道を進み、原集線の手前の位置と云う事になります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料1の4頁のおけますでしまうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図、それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。月地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第2号でございました。 (資料は71頁を別添資料1の4頁、5頁) でましましましましましましまします。次のとおり、公共事業の施行に伴う農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は71頁と別添資料1の4頁、5頁) 番号1 届出人、平満町株式会社●●・土地の所在、はわい長瀬──。地目畑、面積484㎡。同じく、はわい長瀬──。地目畑、面積368㎡。こちら所管課は、中部総合事務所果土整備局河川砂防課でございます。 本日 加、面積368㎡。こちら所管課は、中部総合事務所果土整備局河川砂防課でございます。 転用目的は工事用道路で、進入路及び車両展開場です。工期は、平成31年3月4日から来年			
報告事項 第2号 2 アール未満の農業用施設の 届出について そう数しますと、頁をめくって頂きまして、6 頁でございます。報告事項第2号「農地法施行 規則第29条第1号に係る農地転用(2 アール未満の農業用施設)の届出について」説明します。 次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設 を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 (資料は61頁と資料1の5頁) 番号1 届出人、字令●●。土地の所在 大字 字令——。地日は烟、面積192㎡うち、転用面積は74.09㎡でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は75アールでございます。 夏をめくって頂き、6・1が航空写真による位置図でございます。こちらの方が、国道9号、字合のから入って頂きまして、わかばこども関前の町道を進み、原集落の手前の位置と云う事になります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料1の4頁日をお開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第2号でございました。 緑きまして、頁をめくって頂き、7頁日でございます。 限告事項第3号「公共事業の施行に作う農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は71頁と別添資料1の4頁、5頁) 番号1 届出人、季浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬一。地日 烟、面積484 ㎡。同じく、はわい長瀬一。地日 烟、面積102 ㎡。同じく、はわい長瀬一。地日 烟、面積68 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局河川砂防課でございます。 工事名は、はわい長瀬一。地日 烟、面積 102 ㎡。同じの年、25 円の一の時間でざいます。 工事名は、はわい長瀬一。地日 烟、面積102 ㎡。同じく、はわい長瀬一。地日 烟、面積68 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局河川砂防課でございます。 工事名は、はわい長瀬一。地日 畑、面積6102 ㎡。同じく、はおい長瀬一。地日 畑、面積6102 ㎡。同じく、はおい長瀬一。地日 畑、面積6102 ㎡。同じく、はおい長瀬一。地日 畑、面積6102 ㎡。同じく、はおい長瀬一。地日 畑、面積6102 ㎡。同じく、はおい長瀬一。地日 畑、面積6102 ㎡。同じく、はおい長瀬一。地日 畑、面積6102 ㎡。日の年、25 円 畑、100 年、25 円 畑、100 年 25 円 25			らっしゃる畑があるんですけども。そちらの方、栽培面積を拡張すると云う目的での、水田の畑
選則第 29 条第 1 号に係る農地転用 (2 アール未満の農業用施設) の届出について」説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい資の届出書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 6 1 頁と資料 1 の 5 頁) 番号 1 届出人、字谷●●・土地の所在 大字 字谷──・地目は畑、面積 192 ㎡うち、転用面積は 74.09 ㎡でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は 75 アールでございます。 百をめくって頂き、6 つが航空写真による位置図でございます。こちらの方が、国道 9 号、字谷のから入って頂きまして、わかばこども園前の町道を進み、原集落の手前の位置と示う事になります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料 1 の 4 頁目をお開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第 2 号でございました。 織きまして、頁をめくって頂き、7 頁目でございます。報告事項第 3 号「公共事業の施行に作う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に作う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 7 1 頁と別添資料 1 の 4 頁、5 頁) 番号 1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬──。地目 畑、面積 368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、はわい長瀬世の北京に対した。土地の所在、はわい長瀬──。地目 畑、面積 368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、はわい長瀬地区保護に、1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			地変換届でございます。報告事項第1号については、以上でございます。
展出について 次のとおり、農地法第 1 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 6 1 頁と資料 1 の 5 頁) 番号 1 届出人、字谷●●。土地の所在 大字 字谷──。地目は畑、面積 192 ㎡ うち、転用面積は 74.09 ㎡でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は 75 アールでございます。	報告事項 第2号	(事務局)	そう致しますと、頁をめくって頂きまして、6頁でございます。報告事項第2号「農地法施行
を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 6・1 頁と資料 1 の 5 頁) 番号 1 届出人、字谷●●。土地の所在 大字 宇谷──。地目は畑、面積 192 ㎡うち、転用面積は 74.09 ㎡でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は 75 アールでございます。	2 アール未満の農業用施設の		規則第29条第1号に係る農地転用(2アール未満の農業用施設)の届出について」説明します。
(資料は 61 頁と資料 1 の 5 頁) 番号 1 届出人、字谷●●。土地の所在 大字 字谷──。地目は畑、面積 192 ㎡ うち、転用面積は 74.09 ㎡ でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は 75 アールでございます。	届出について		次のとおり、農地法第4条第1項第8号及び同法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設
番号 1 届出人、宇谷●●。土地の所在 大字 宇谷──。地目は畑、面積 192 ㎡ うち、転用面積は 74.09 ㎡でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は 75 アールでございます。 頁をめくって頂き、6·1が航空写真による位置図でございます。こちらの方が、国道 9 号、宇谷のから入って頂きまして、わかばこども園前の町道を進み、原集落の手前の位置と云う事になります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料 1 の 4 頁目をお開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第 2 号でございました。 「審務局」 「事務局」 「事務			を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。
積は 74.09 ㎡でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は 75 アールでございます。			(資料は6-1頁と資料1の5頁)
75アールでございます。			番号1 届出人、宇谷●●。土地の所在 大字 宇谷──。地目は畑、面積 192 ㎡ うち、転用面
頁をめくって頂き、6-1が航空写真による位置図でございます。こちらの方が、国道 9 号、字谷のから入って頂きまして、わかばこども園前の町道を進み、原集落の手前の位置と云う事になります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料 1 の 4 頁目をお開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第 2 号でございました。			積は 74.09 m°でございます。転用目的は、農業用倉庫、車庫なんですけれども。経営耕地面積は
谷のから入って頂きまして、わかばこども園前の町道を進み、原集落の手前の位置と云う事になります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料1の4頁目をお開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第2号でございました。 続きまして、頁をめくって頂き、7頁目でございます。報告事項第3号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は7・1頁と別添資料1の4頁、5頁)番号1届出人、琴浦町株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬──。地目畑、面積484㎡。同じく、はわい長瀬──。地目畑、面積102㎡。同じく、はわい長瀬──。地目畑、面積368㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局河川砂防課でございます。工事名は、はわい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。			75 アールでございます。
ります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料1の4頁目をお開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項第2号でございました。 続きまして、頁をめくって頂き、7頁目でございます。報告事項第3号「公共事業の施行に伴う機地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は7·1頁と別添資料1の4頁、5頁)番号1届出人、琴浦町株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬──。地目畑、面積484㎡。同じく、はわい長瀬──。地目畑、面積102㎡。同じく、はわい長瀬──。地目畑、面積368㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局河川砂防課でございます。工事名は、はわい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。			頁をめくって頂き、6-1が航空写真による位置図でございます。こちらの方が、国道9号、宇
お開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第2号でございました。 続きまして、頁をめくって頂き、7頁目でございます。報告事項第3号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は7・1頁と別添資料1の4頁、5頁) 番号1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目 畑、面積484 ㎡。同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積102 ㎡。同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、はわい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。			谷のから入って頂きまして、わかばこども園前の町道を進み、原集落の手前の位置と云う事にな
の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第2号でございました。 続きまして、頁をめくって頂き、7頁目でございます。報告事項第3号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は7・1頁と別添資料1の4頁、5頁)番号1届出人、琴浦町株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目畑、面積484㎡。同じく、はわい長瀬――。地目畑、面積102㎡。同じく、はわい長瀬――。地目畑、面積368㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局河川砂防課でございます。工事名は、はわい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。			ります。で、写真の右下に見えるのが原の集落でございます。それから別添の資料1の4頁目を
地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第 2 号でございました。			お開き頂けますでしょうか。こちらの方が、農業用倉庫の平面図・立面図。それから図面の、頁
報告事項 第 3 号 (事務局) (事務局) 続きまして、頁をめくって頂き、7 頁目でございます。報告事項第 3 号「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る 農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 7・1 頁と別添資料 1 の 4 頁、5 頁) 番号 1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目 畑、面積 484 ㎡。同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積 368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、は わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事 (30 年災第 2 号) でございます。			の左上にですね、土地利用計画図が記載されております。用地自体は三角形の土地で、母屋の敷
報告事項 第 3 号			地の方に隣接する形での、農業用倉庫の設置と云うものでございます。以上が、報告事項の第2
公共事業の施行に伴う転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係るとについて 農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。 (資料は 7-1 頁と別添資料 1 の 4 頁、5 頁) 番号 1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目 畑、面積 484 ㎡。 同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積 368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、は わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事 (30 年災第 2 号) でございます。			号でございました。
告について 農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。	報告事項 第3号	(事務局)	続きまして、頁をめくって頂き、7頁目でございます。報告事項第3号「公共事業の施行に伴
(資料は7-1 頁と別添資料1の4頁、5頁) 番号1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目 畑、面積 484 ㎡。 同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積 102 ㎡。同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積 368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、は わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。	公共事業の施行に伴う転用報		う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る
番号1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬──。地目 畑、面積 484 ㎡。同じく、はわい長瀬──。地目 畑、面積 102 ㎡。同じく、はわい長瀬──。地目 畑、面積 368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、はわい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30 年災第 2 号)でございます。	告について		農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。
同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積 102 ㎡。同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積 368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、は わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事 (30 年災第 2 号) でございます。			(資料は7-1頁と別添資料1の4頁、5頁)
368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、は わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。			番号1 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬――。地目 畑、面積 484 ㎡。
わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。			同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積 102 ㎡。同じく、はわい長瀬――。地目 畑、面積
			368 ㎡。こちら所管課は、中部総合事務所県土整備局 河川砂防課でございます。工事名は、は
転用目的は工事用道路で、進入路及び車両展開場です。工期は、平成31年3月4日から来年			わい長瀬地区林地荒廃防止施設災害復旧工事(30年災第2号)でございます。
			転用目的は工事用道路で、進入路及び車両展開場です。工期は、平成31年3月4日から来年

んですが。その届出の場所の右隣ですね。こちらの方、現在、以前からアスパラガス畑にしてい

の1月5日までで、農地復元期間を含むものでございます。それで、本冊の方、頁をめくって頂き 7-1 が航空写真による位置図でございます。それから別添資料1の5 頁目と6 頁目に、届出人が提出した農地転用の資料を添付しておりますので、お目通しをお願い致します。以上が番号1 についての内容でございました。

続いて番号2の方でございます。番号2は工期の変更と云う事での届出でございますが。

(資料は7-2頁)

番号2 届出人、倉吉市東巌城町2 鳥取県中部総合事務所長。所管課は、農林局地域整備課であります。土地の所在、はわい長瀬 ──。地目 畑、面積 1,316 ㎡。請負者は、琴浦町 株式会社●●。工事名は、羽合浜地区特定管水路(北支線配水路)工事。

転用目的は工事資材置場で、掘削土等の工事用資材の仮置き場であります。工事期間を当初、 平成31年3月22日までとしておりましたが、延長致しまして、本年5月30日までとするもの であります。

続いて番号3。番号3は工事の完了届でございます。

(資料は7-3頁)

番号3 届出人、琴浦町 株式会社●●。土地の所在、はわい長瀬 ――。地目は畑、面積が 2,970 ㎡のうち、転用面積が 1,000 ㎡であります。所管課は、中部総合事務所農林局 地域整備課。工事名は先ほどの番号 2 と同じく、羽合浜地区特定管水路(北支線配水路)工事でございます。

転用目的は工事資材置場で、残土並びに工事用資材の仮置き場でございます。農地復元の後に、地権者の確認を終えて、平成 31 年 3 月 26 日に一時転用を完了したものであります。こちら番号 3 の位置図が、頁をめくって頂いて、7-3 ですね。これが 7-3。すみません。一つ頁を戻って頂いて、7-2 が、恐れ入ります。これ、右が北で、左側が南になるんですけども。こちらが番号2 の位置図でございます。真ん中に通っているのが新川道路。右上に見えるのが、新川の集落と云う事になります。以上でございます。

はい。報告事項につきましては、以上で説明を終わります。なお、報告でございますので、皆 さんにはご了解をして頂く訳でございますが、お尋ねがございましたら、どうぞ挙手の上、発言 をしてください。はい。徳岡推進委員どうぞ、発言してください。

報告事項1号の件なんですけども。まあ、普通畑に変換と云う事で、増やされる訳ですよね。

議長

徳岡推進委員

	議長 事務局	今回初めて届出が出たと云う事ですか。今作ってる所は、この場所じゃないんですか。これの隣に増反をされる。 はい。説明してください。 はい。この度申請が出て参りましたのが、昨年まで水田だった所に、そこに土を入れて。水捌けが良い様に、今、真砂土を入れてるんで。パッと見は家か何かを建てるかの様に見えるんですけども。真砂土を入れて、水捌けを良くした上で表土を入れると云う事で伺っています。で、以
	議長事務局	前から作っていたのは、田んぼの東隣の地上げがしてある所にアスパラを作っておられて、あそこ全体をアスパラ栽培に向かわれるものと。そう云う計画であります。 これは何、表土は剥ぎ取ってあるか。 そうですね。だと思います。工事の状況を見てないので。真砂土で先ずは地を上げて、そのあ
5 その他	議長	と表土を載せて耕作されると云う事で聞いております。 はい。他に質問はありますか。お尋ねはございませんか。無い様でございますので、それでは 報告事項は以上で終わります。 続きまして、日程5番、その他に入ります。(1)「令和元年5月定例総会の予定について」を
	事務局	お諮り致します。それでは説明してください。 5月定例総会5月10日(金)午後3時00分から 第1・2会議室活動記録簿の記載方法について
	山下昇委員 中村博委員 西原産業振興課長	○ 部会報告・農政・担い手部会(山下 昇 部会長 報告)・農地対策部会(中村 博 部会長 報告)○ 産業振興課の人事異動について・異動職員の紹介
6 閉会	議長	以上を持ちまして、総会を終了します。 (閉会 午後5時04分)